

空き家等地域貢献活用事業【建築物の条件】

1 「空き家等」の範囲

- ・一軒家の「空き家」
- ・一軒家、共同住宅の「空き部屋」 （例）2階建ての1階部のみ活用
- ・共同住宅の「空室」

※これから建築する、または建て替える等の建築物は対象となりません。

2 所有者の同意

活用には建築物所有者の同意が必要

※共同所有の場合は所有者全員の同意が必要

※分譲マンション等の区分所有者の方は、活用にあたりあらかじめ管理規約をご確認ください

3 法令等、以下(1)～(4)の全てを満たしていること

(1) 建築関係法令に適合する建物であること

または、活用までに適合のための改修工事等を行う意思があること

(2) 新耐震基準等を満たしていること

または、活用までに基準を満たすための補強工事等を行う意思があること

【新耐震基準】

1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準

その前日まで適用されていた基準を「旧耐震基準」

(3) 活用方法が用途地域による用途制限の範囲内であること

用途変更が必要な活用についても関係法令に遵守すること

用途地域（例）第一種低層住居専用地域

(4) 建築確認済証があることまたは、それに準ずる書類があること

※建築基準法（昭和25年）施行前の建築物については、建築確認済証は不要ですが、その後増築している場合は増築時の確認申請書類が必要です。

※建築確認申請の届け出のない建築物については、指定確認検査機関の建築基準法適合状況調査により、当時適法に建てられたことを証明する書類が必要です。

空き家等地域貢献活用事業【活用団体の条件】

以下(1)～(4)の全てを満たしていること

(1) 地域貢献活動を行う団体またはその連合体

※個人での活用はできません。

(2) 団体の構成員に対し、空き家等の活用により得られた収益や財産を分配しないこと

※株式会社単体での活用はできません

※地域貢献活用の継続に必要な経費（消耗品費、人件費など）を収益として得ることとは構いません

(3) 政治・宗教を目的としない団体

(4) 暴力団またはその傘下組織ではない団体